

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	長洲町 国民健康保険関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長洲町は、国民健康保険給付関連事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を口実事により個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険給付関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱及び扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

長洲町長

公表日

平成27年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の資格の管理、保険税の賦課・徴収及び被保険者証・限度額認定証の交付、高額療養費などの申請に基づく保険給付事務を行っており特定個人情報ファイルは次の場合に使用する。①申請や届出書に関する事務②被保険者の資格管理事務③給付等に係る所得区分判定の確認④保険税の賦課・徴収⑤収納に関する事務⑥収納業務に係る口座管理事務⑦滞納整理事務⑧保健事業
③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険賦課システム、滞納整理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国民健康保険資格情報ファイル、2. 国民健康保険賦課情報ファイル、3. 収納消込情報ファイル、4. 滞納整理情報ファイル、5. 口座管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第16項、第30項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二(1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,43,44,45,46,58,62,80,87,88,93,106の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健介護課
②所属長	福祉保健介護課長 馬場 昌敏
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒869-0198 熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766 0968-78-3113
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務課 〒869-0198 熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766 0968-78-3113

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

